



NCC | Netherlands
Commercial Court

amsterdam
business

オランダ商事裁判所：日本企業の関心を引く選択肢

はじめに

オランダと日本の間には長い歴史があり、その原点は、オランダ商人が出島を拠点として日本商人と交易を行った17世紀に遡ります。この特別な関係は今もなお健在です。多くの日本企業（パナソニック、ニコン、ソニー、ヤマハ、横河電機、三菱自動車など）が現在オランダに欧州本社を構えているという事実もその表れでしょう。さて、2019年、オランダに新しい裁判所が設立されました。「オランダ商事裁判所（NCC）」と呼ばれ、訴訟提起先の選択肢として、欧州における日本企業の関心を引く可能性があります。

オランダ商事裁判所の特徴

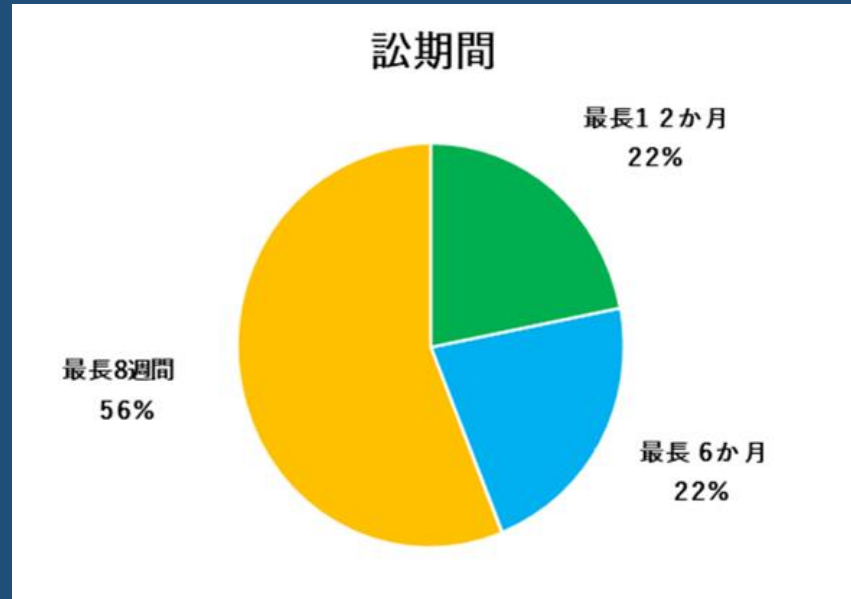
NCCは、世界ランキングで常に5位以内に位置する（www.worldjusticeproject.orgを参照）オランダ司法制度の一端（厳密には、アムステルダム地方裁判所の一議場）をなしています。この裁判所は、国際商取引に関する案件を扱い、審理だけでなく、すべての連絡および書類、判決に英語で対応します。英語はビジネス界で最も使用頻度の高い言語であるため、訴訟などの法的紛争を英語で処理することは合理的といえます。英語を話す法務職員は、通訳を必要とすることなくあらゆる審理に参加でき、費用の削減やコミュニケーションの向上に貢献します。

NCCは、効率面でも優れています。2019年の発足から3年間にわたり、着手から12か月という期間内に案件の処理を終えています。その一因として、NCCが各種手続きに電子ツールを使用していることが挙げられます。当事者と裁判所の連絡はすべて、「eNCC」と呼ばれるポータルを使用して電子的に処理されます。これによってプロセスが迅速化されるとともに、諸当事者の弁護士らは、24時間365日にわたって案件の現状を把握できます。NCCにおける審理には、必要に応じてビデオ会議ツールも使用されます。ビデオ会議は、事前の予備審理の大半に適用されるほか、本案審理にも使用されることがあります。NCCでは、一部の参加者がオンラインで、他の参加者は法廷で審理に臨むというハイブリッド型の審理も可能です。これらのツールは、裁判所が遅滞なく審理日程を決定する上で役立ちます。

また、NCCが訴訟の提起先として有力であるもう1つの理由は、オランダの司法様式が日本と共通していることです。いずれも成文法を用いる「大陸法国」であり、判例法体系を敷く「英米法国」（米国、英国、オーストラリアなど）とは対照的です。日本企業が大陸法国で訴訟を行う利点は、裁判が制定法に基づいて行われるため、より身近でわかりやすく、予測も立てやすい可能性があることです。

オランダ商事裁判所は、裁判費用も手頃です。欧州の多くの裁判所では、費用が請求金額に左右されるため、当事者ごとの裁判費用が20万ユーロを超えることもあります。これに対しNCCでは、訴訟種別に応じて一律の裁判費用（略式手続きの場合は当事者ごとに7500ユーロ、上訴審では当事者ごとに最大2万ユーロ）のみとなっています。

NCCによる判決は、欧州連合内での執行も容易です。執行に際し、他のEU加盟国における事前の司法承認は必要ありません。これに対し、たとえば英国の裁判所による判決には事前承認が必要となります。つまり、NCCでの裁判なら、時間も費用も節約できます。



NCCと仲裁の比較

企業が国際ビジネス紛争への対応を検討する際には、仲裁という選択肢もあります。場合によっては、訴訟と比較した際の仲裁手続きの利点として機密保持が挙げられる可能性があります。これも常に保証されるわけではありません。取消手続きや執行手続きが生じた場合は、仲裁判断の内容が開示されることもあり得ます。

その点、NCCは仲裁機関とは異なり、裁判官が裁判制度に完全に組み込まれているため、裁定者の独立性が保証されるという強みがあります。

NCC規則では裁判官に対し、不合理な遅延を避け、手続きを円滑に進めるよう求めています。また、仲裁においては、必ずしも同様のツールが使用されるとは限りません。仲裁裁判は費用も総じて高額であり、当事者ごとに10万ユーロ以上、場合によっては100万ユーロを超えることさえあります。

仲裁判断は多くの司法管轄区で執行可能ですが、事前に司法承認が必要となります。これに対し、NCCによる判決は他のEU加盟国でも直接執行できます。NCCによる判決は、EU圏外の多くの国々においても、何らかの条約または国際礼譲の原則に基づき、他のオランダの裁判所による判決と同様に執行可能です。

管轄権

以下の要件に合致する場合、NCCは法的紛争を処理する管轄権を有します。

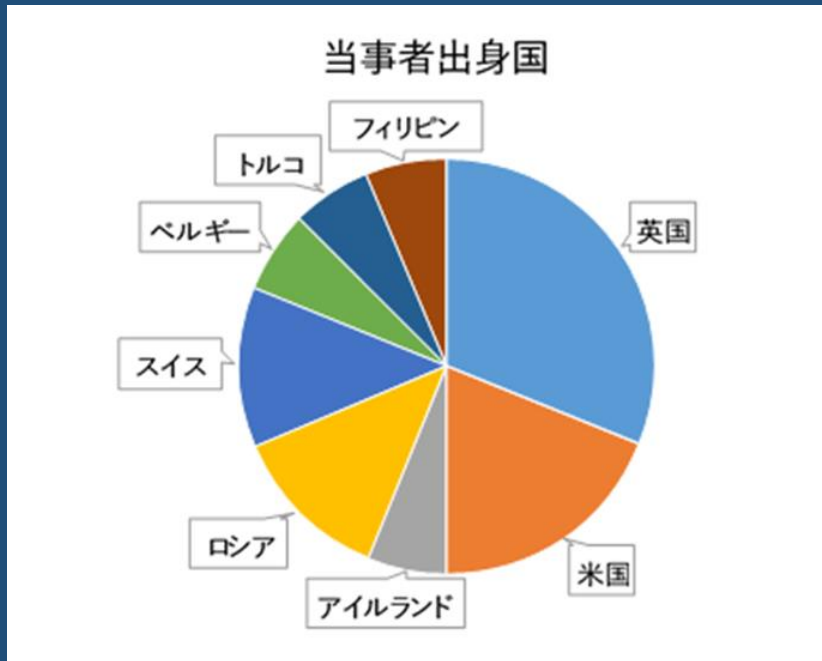
- アムステルダム地方裁判所が、通常の国際私法の規定に基づく管轄権を有している（被告の住所地や当事者が選択した法廷地など）。
- 諸手続きを英語で行うことについて、当事者同士がNCCの立ち会いの下、書面で明示的に合意している（「NCC合意」）。
- 訴訟が民事または商事案件である。本項は、紛争が（刑事訴訟や行政手続きではなく）広義の民法に関連している場合に満たされます。例として、契約紛争、不法行為の申し立て、財産権紛争、あるいは知的財産や反トラスト/競争法、テクノロジー、建設、法人関連などの案件が考えられます。
- 国際的な紛争に関する案件である。本項は対象範囲が広く、いずれかまたは複数の当事者が外国の司法管轄区内に法定住所を有する案件のほか、国境を越えた何らかの利害関係が絡む紛争に対しても適用されます。

NCC合意は、紛争発生の前または後に条文化できます。NCCでは、以下の文言の使用をお勧めします。

本合意に起因または関連するすべての紛争は、国際商事案件担当機関（「オランダ商事裁判所」または「NCC地方裁判所」）における英語での諸手続きを経て、アムステルダム地方裁判所が解決し、その他の裁判所の管轄権はすべて排除されます。オランダ法の下で認められた何らかの暫定措置（保護措置を含む）を求める訴訟は、英語による手続きを通じて、NCCの *Court in Summary Proceedings (CSP)* に提起できます。NCCまたはCSPの判決に対する上訴は、アムステルダム上訴裁判所の国際商事案件担当機関（「オランダ商事上訴裁判所（NCCA）」）に提起されます。そのほか、NCCが定める手続き規則が適用されます。

NCCによるこれまでの取り扱い案件

2019年の発足以来、NCCが扱った新規着手案件はすべて、当事者間の何らかの契約関係に関するものでした。NCC案件の多くは、契約上の義務の履行に関連しています。



なかには、デット・エクイティ・スワップ（債務の株式化）の許可を求める案件もいくつかありました。一部不法行為に基づく案件は1件のみです。

注目すべき点として、案件の大半が略式手続き（具体的には、申請によって開始された案件）でした。NCCの創設者らは当初、3人の裁判官による合議が主流になるものと予測していました。

また、どの案件においても、いずれかまたは複数の当事者がオランダに居住していました。一般に、管轄権は被告の法定住所に基づいて決するのが最も簡潔であるため、これは想定範囲内です。しかし、国際私法上の規則において、これは必須条件ではありません。裁判所の選択は、いずれの当事者の法定住所でもない司法管轄区内の裁判所に傾く傾向があります。

また興味深いことに、NCCが扱った案件におけるオランダ人でない当事者は、多くが英米法系（米国、英国、アイルランド）の出身者でした。

結論

NCCは案件のすべてに英語で対応するため、企業の代表者や社内弁護士の皆様も、より効果的にご参加いただけます。効率的で、判決の予測も立てやすく、費用も手頃です。これらの理由から、NCCは、欧州における日本企業の訴訟提起先として検討に値すると考えられます。



Netherlands Commercial Court

IJdok 20

1033MM Amsterdam

The Netherlands

ウェブサイト： www.ncc.gov.nl

メール： NCC@rechtspraak.nl

電話番号： +31-883611717

amsterdam inbusiness

アムステルダム・インビジネスは、アムステルダムエリアを統括する、公式外国企業誘致局です。

詳しくは、アムステルダムインビジネス 日本デスクへ。
ジュリアン・リクート ジャパンデスク・チーフ (Julien Rikkoert)

ウェブサイト： www.amsterdaminbusiness.com

メール： j.rikkoert@amstelveen.nl

電話番号： +31 (0)6 1683 0867